

2026年 JAF東北ジムカーナ選手権 第1戦
2026年 JMRC東北ジムカーナシリーズ 第1戦
2026年 JMRC全国オールスター選抜 第1戦
2026 SiF ジムカーナ

特別規則書

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2026年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2026年 JAF東北ジムカーナ選手権 第1戦
2026年 JMRC東北ジムカーナシリーズ 第1戦
2026年 JMRC全国オールスター選抜 第1戦
2026 SiF ジムカーナ

第2条 競技種目

ジムカーナ

第3条 競技の格式

JAF公認：準国内競技
JAF公認番号：2026年 第6202号

第4条 開催日程

2026年4月5日(日)

第5条 競技会開催場所(コース公認No.2026- I -0704)

名称：エビスサーキット 西コース
所在地：〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地
TEL：0243(24)2972 FAX：0243(24)2936

第6条 オーガナイザー

名称：エスアイエフ(SiF)
代表者：須田行雄
所在地：〒960-2261 福島県福島市町庭坂字富山78-3
TEL：024(591)3817 FAX：024(591)3829

第7条 組織委員会

組織委員長：須田 行雄
組織委員：須田 雅文
組織委員：斎藤 幸二

第8条 競技会主要役員

1)競技会審査委員会
競技会審査委員長：柳本 弘信
競技会審査委員：竹本 幸弘
2)競技役員
競技長：須田 行雄
コース委員長：須田 雅文
計時委員長：斎藤 幸二
技術委員長：須田 行雄
救急委員長：須田 雅文
医師団長：後藤 英隆
事務局長：斎藤 幸二

第9条 参加申込および参加費用

1)参加申込場所および問い合わせ先(大会事務局)
〒960-2261 福島県福島市町庭坂字富山79-2
(有)Sマジック須田自動車内 大会事務局
TEL：024(591)3817 FAX：024(591)3829
E-Mail：s.magic.smr@gmail.com

2)参加受付期間

受付開始：2026年3月16日(月)
締切日：2026年3月30日(月) 必着

3)提出書類

所定の参加申込書、車両申告書に必要事項を記入し、署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に大会事務局まで申込みこと。

メールまたはFAXで申込みの場合、署名済みの書類原本を競技会当日の参加確認受付までに提出すること。

4)参加料(現金書留または銀行振込)

・地方選手権クラス ￥15,000-
・JMRC東北シリーズ ￥12,000-(JMRC東北会員)
￥14,000-(JMRC東北非会員)
※参加受付時、JMRC東北会員証を提示すること。提示無き場合、非会員扱いとする。
・クローズドクラス ￥10,000-(臨時会員費含む)
※昼食は、各自で用意してください。
※締切を超えて参加料が遅延した場合は、延滞金一日につき¥1,000-ペナルティ料金が発生します。

5)施設入場料

競技参加者のみ参加料に含む

6)振込先

PayPay銀行 本店営業部
口座番号：普通 3274388
口座名義：須田 行雄

第10条 競技会のタイムスケジュール

ゲートオープン：7:00
参加確認受付：7:30～8:00
公式車両検査：7:45～8:15
完熟歩行：8:00～8:50
開会式/「ドライブ」ズブリーフィング：9:00～9:15
第1ヒート：9:30～
慣熟歩行：第1ヒート終了後
第2ヒート：慣熟歩行終了後
表彰式/閉会式：正式結果発表後

第11条 参加車両および競技クラス区分

1)地方選手権クラス

2025年12月23日付JAF公示(公示No.2025-WEB106)に基づく。
BTW-2：UTQGのTREAD WEARが280以上のタイヤを使用する2輪駆動のB・SA・SAX車両 ※1
BTW-4：UTQGのTREAD WEARが280以上のタイヤを使用する4輪駆動のB・SA・SAX車両 ※1
PN-AT：自動変速機付きのPN車両 ※2 ※3
PN1：気筒容積1600cc未満で前輪駆動のPN車両 ※2 ※3
PN2：気筒容積1500cc未満で後輪駆動のPN車両 ※2 ※3
PN3・4：気筒容積1500cc以上で2輪駆動のPN車両 ※2 ※3
PN5：上記PNクラスに該当しないPN車両 ※2 ※3
BSC-2：排気量制限なしの2輪駆動のB・SA・SAX・SC車両
BSC-4：排気量制限なしの4輪駆動のB・SA・SAX・SC車両
※1の記号のあるクラスは、以下のタイヤ規制を適用する。
UTQGのTREAD WEARが280以上(タイヤの刻印にて確認)のタイヤ。
※2の記号のあるクラスは、2026年度全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2章第2条2)を適用し、UTQGのTREAD WEAR200以上(タイヤの刻印にて確認)のタイヤも適用とする。

※3の記号のあるクラスは、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月1日以降の車両。

2)JMRC東北シリーズクラス

1クラス：1000cc未満(過給機付軽自動車も可) ※1

2クラス：1000cc以上の前輪駆動の車両 ※1

3クラス：1000cc以上の後輪駆動の車両 ※1

4クラス：1000cc以上の4輪駆動の車両 ※1

5クラス：排気量区分なし(Sタイヤクラス)

6クラス：クローズドクラス

※1の記号のあるクラスは、Sタイヤの使用が認められない。

※全てのクラスでAT車両で参加出来ます。

※1～6クラスはナンバー付車両/B車両(車検に適合する範囲で改造している車両)まで

第12条 参加者および競技運転者(ドライバー)

- 1)参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所有者でなければならない。但し、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2)競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証の所有者でなければならない。
- 3)クローズドクラス参加者は、当主催クラブの会員もしくは臨時会員とする。

第13条 参加台数

参加台数は原則として制限しない。

第14条 参加受理

- 1)参加受理書は発行しない。代わりとして、JMRC東北ジムカーナ部会HPにおいてエントリーリストを掲載する。
- 2)不受理もしくはクラス不成立の場合は、電話にてその旨を通知する。
- 3)正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止にした場合を除き返金されない。

第15条 車両検査

2026年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第10条を適用する。但し、以下の条項については同統一規則の内容を一部除外、または置き換えて適用する。

- 1)第10条4)の「JAFが指定した競技番号(ゼッケン)」を「主催者が指定した競技番号(ゼッケン)」に置き換えて適用する。
- 2)第10条8)は適用除外とする。

第16条 競技コース

競技コースは、競技会審査委員会に承認された公式通知にて公示されたコースにて行う。

第17条 慣熟歩行

慣熟歩行は徒歩にて行う。

第18条 スタート

- 1)スタート順は原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2)スタートは、ランニングスタートとする。

第19条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第20条 競技運転者の装備

スピード競技開催規定第17条に従う。

第21条 計時

- 1)計測は、自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。

- 2)万一自動計測機器による計測不能等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチにて1/1000秒以上まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第22条 順位の設定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。同タイムの場合は、2026年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条1. に従い順位を決定する。

第23条 競技上のペナルティ

2026年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第24条を適用する。但し、同統一規則の第24条9)は適用除外とする。

第24条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1)抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2)抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3)審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 4)競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第25条 抗議の制限時間

- 1)競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2)成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第26条 賞典

- 1)JAFメダル
全クラス：1位～3位(クローズドクラスを除く)
- 2)副賞
全クラス：1位～6位
- 3)賞典の制限
副賞は、参加台数の50%を超えない範囲で最大6位までとする。

第27条 損害の補償

- 1)参加者、競技運転者は参加車両および付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2)参加者、競技運転者、サービス員、ゲストは、JAFおよびオーガナイザー、大会役員、競技役員、大会雇用人が一切の損害賠償責任を免除されていることを了承しなければならない。大会役員、競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

以上

大会組織委員会